

# 移民二世の大学での日本語教育

— 留学生別科の活用

持丸 邦子

城西大学 現代政策学部

## 要 旨

日本では移民二世の子どもたちが増えています。多くが非漢字圏出身であり、また母国の教育体制が貧弱で、十分な教育を受けずに来日する子どもたちが増えています。国内の小中学校での日本語支援体制は向上してきていますが、高校の日本語支援はまだ非常に貧弱です。一方、この間、大学進学年齢に達してきている子どもたちが年々増えてきます。大学には、日本語・日本文化プログラムの科目を活用して、これらの学生を大学の教育システムに受け入れることを提案します。

キーワード：移民、外国ルーツ、留学生別科、日本語指導、日本語教育、教科

## はじめに

日本政府の「移民」という単語を使いたくないという意思に反して、日本も「移民国」の仲間入りをしつつある。OECD 23 か国中で移民に比する外国生まれの（日本と韓国は外国籍）人口比率が全人口に占める割合は、1 位米国 32%、2 位ドイツ 10%、3 位英国 7%、4 位フランス、カナダ 6%、6 位スペイン、オーストラリア、イタリア 5% について、トルコ、オランダ、ベルギー、スウェーデン、チェコと共に、日本も今や、2% と中位程度に属している（OECD、2022）<sup>(1)</sup>。

21 世紀になり、日本が新たな移民の時代を迎えている中で、これから日本社会を支えていく移民二世が抱える課題の一つとして、日本語教育に関する施策については、これまでも多くの日本語教育研究者や現場の教員や NPO 支援者が小学校から高等学校段階までの研究をし、文部科学省の担当部署に提言もしている。

なお、移民二世の子どもたちが通う学校として、民族学校やインターナショナルスクールもあるが、日本語教育としては、別の問題もあることや資料不足のため、今回の小中高校の研究対象は、公立学校のみとしている。

ここでは、高校卒業後の進路の一つとして、まだ、あまり論議されていない、大学での日本語教育を考える。まず、「移民」政策推進理解のために、日本での移民受け入れの簡単な歴史や現況を振り返り、次に義務教育段階から高等学校までの日本語教育についての課題をあげ、大学で

の日本語教育について考察し、提言する。

なお、日本語教育関係者の間では、日本語指導を必要とする子どもたちを「外国ルーツの子どもたち」と呼称することも多く、本論文でも、この呼称を使用することがある。

## 1. 古来よりの移民の歴史

日本は歴史的にも幾度となく、「移民」を取り入れてきた。

ユーラシア大陸と陸続きだったころ、大陸から人々が日本列島に渡ってきたときには、「政府」というものは存在しなかった。政策としての日本への「移民」受入の最初は、おそらく約1300年前に、朝鮮半島での新羅と高句麗との戦火と関連しての政策だったと思われる。政権の要職に就いた人もいるが、有能な職人が当時の大和政権によって、日本列島各地に移住していった。城西大学キャンパスのある一帯はそうした移住地の一つであった。高麗神社があり、現在も埼玉県内各所に、その末裔が住んでいる。

その後、政府の政策で外国人が日本に長く住んだ例としては、明治初期の「お雇い外国人」も入るかもしれない。そして、大陸からの留学生を入れたり、炭鉱などでの労働のために半強制的に大陸から人々を日本に連れてきたりもした。第二次世界大戦で日本が敗れた後には、自分の意志で移住してきた人たちも含めて、帰国できなかつた中国や朝鮮半島の出身者が植民地時代の日本国籍をはく奪され、新たに、「特別永住者」という在留資格に分類される「移民」となった。

1974年にベトナム戦争が終わると、敗戦した南ベトナムから人々が世界各国にボートピープルとして散った。日本政府は、政情不安定だったラオス、カンボジアからの人々も含めたインドシナ難民を受け入れるセンターを国内3か所につくり、支援事業をアジア教育福祉財団に委託した（外務省：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/main3.html#section3>）。

1980年代になると、戦前の政策で海外に渡った日本からの移民が、今度は逆に日本への「移民」として戻ってくる。戦前、日本の領土拡張政策によって中国東北部（旧満州国）に集団で移り住んだ地方の農民や一般の人々が敗戦の混乱の中で現地に残さざるを得なかつた、いわゆる残留孤児や、やはり戦前の政策で南米に移住した日本人の子孫である。この時代には中東や南アジアからも多くの働き手がやってきた。労働力不足の当時、観光ビザなど短期滞在のビザで来日した後も、不法滞在者として強制送還されないうちは、日本での貴重な働き手となった。正式な労働ビザを発給された親族を頼って、出身国から、さらに親族が来日し、住み始める。

ほんの少し前までは世界第二位の経済大国と言われ、母国に比べると住環境も治安も良いと思われている日本には、さまざまな国の人々が、現在もやってくる。「移民」という異質の存在を嫌う有権者の支持が多い自民党政権の中にあっても、少子化の波は耐え難く、「移民」とは呼ばずに、出身国への技術移転という名目の在留資格「技能実習」で、多くの若者を家族を帯同しない労働力として入れてきた。

移民だった先祖が古来より、日本の発展を支えてきたという事実から考えれば、「移民」を忌

み嫌うことは、自らの存在を否定するようなものである。少子化で、喉から手が出るほど働き手が欲しい中小企業では多くの外国人が正社員として、家族帯同で働いている。

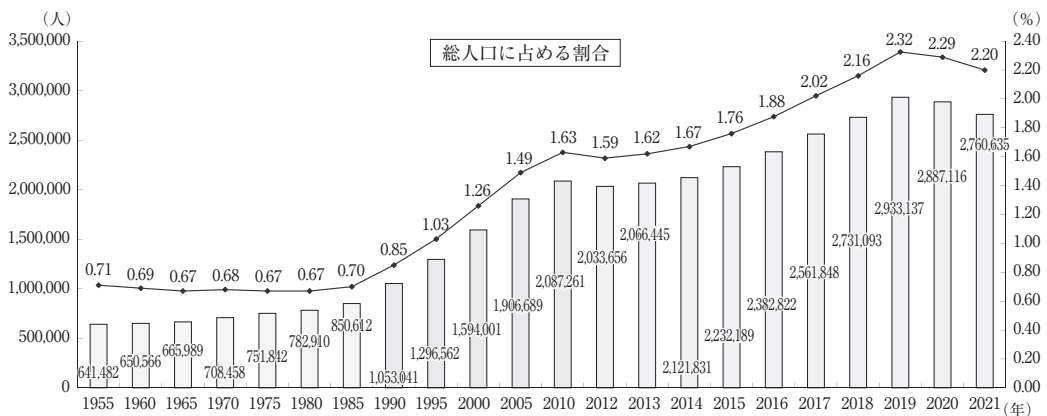
なお、国境を超える国際移民の正式な法的定義はないが、多くの専門家は、移住の理由や法的地位に関係なく、「定住国を変更した人々を国際移民とみなす」ことに同意している。3カ月から12カ月間の移動を短期的または一時的移住、1年以上にわたる居住国の変更を長期的または恒久移住と呼んで区別するのが一般的だ（国連広報センター、2016）<sup>(2)</sup>。

## 2. 日本の移民の現況

在留外国人統計の経年変化を見ると、高度経済成長期真っ只中の1965年から、東日本大震災の翌2012年およびコロナによる入国制限のあった2020～21年を除いては、一貫して、日本全国の人口に占める外国籍住民の比率が増え続け、現在は2%を超えている（図表1）。在留外国人の主流となる出身国籍は、前述した政府の対外国人施策によって、韓国・朝鮮籍、中国、ブラジル、フィリピン、ベトナムと変化してきている（図表2）。

在留資格について、よく話題に上るのは家族帯同を不可とする「技能実習」であるが、実際は、すでに家族を伴える在留資格で多い「技術・人文知識・国際業務」の伸びがコロナの間も増え続けており、「留学」を超えている。同様に「留学」して卒業後、就職して日本に住み続ける外国人も増えている（図表3）。

これらの人々が、人手不足の中小企業を支える正社員であり、中堅社員である。家族帯同が可能な在留資格が増えるに伴い、日本の学校に通う子どもたちが増えてくる。将来、日本社会の一



図表1 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移

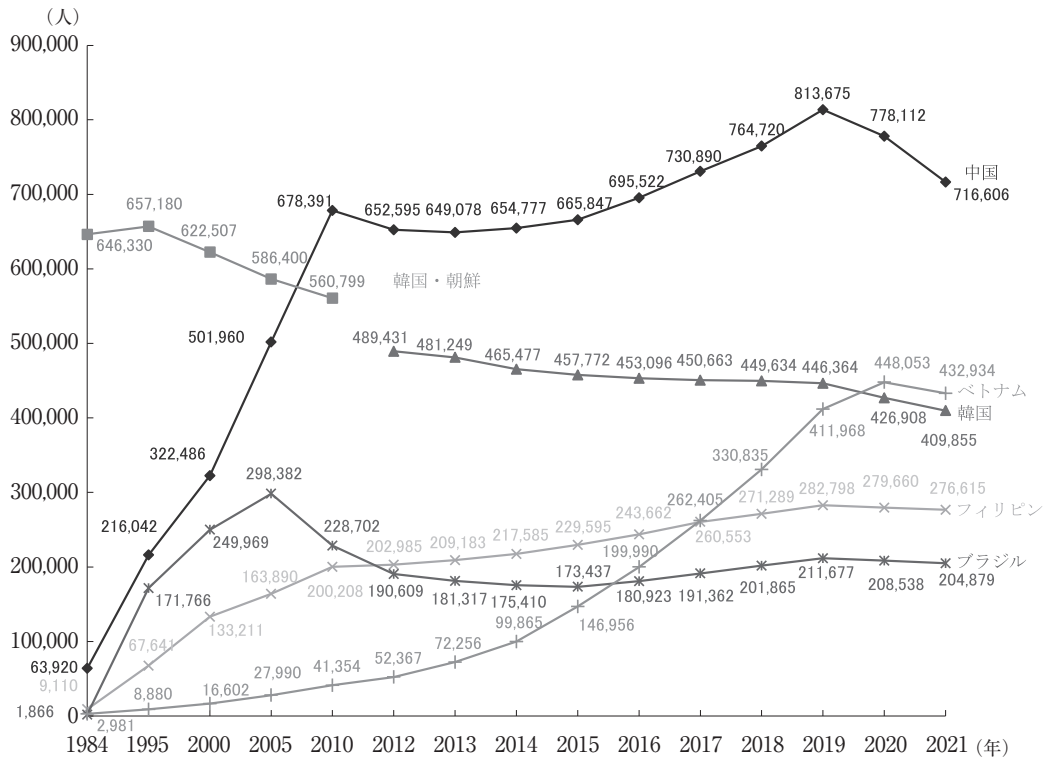
出所：「図表20 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移」（2022年版『出入国在留管理白書』、p.24。

（注1）本数値は、各年12月末現在の統計である。

（注2）1985年末までは、外国人登録者数、1990年末から2011年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

（注3）「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

翼を担う可能性の多い、子どもたちへの教育は、少子化の日本社会にとって、非常に重要である。なお、これまでに受け入れたインドシナ難民や中国帰国者そして旧樺太からの帰国者のために、政府が日本での生活への移行のために設置したインドシナ難民支援センター、中国帰国者定着促進センターでは、子どもたちの日本語支援も行われ、現在の子どもの日本語教育の礎となっている。



図表 2 主な国籍・地域別在留外国人数の推移

出所：「図表 21 主な国籍・地域別在留外国人数の推移」、2022 年版『出入国在留管理白書』p. 25.

- (注 1) 2011 年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012 年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
- (注 2) 2011 年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、2012 年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。
- (注 3) 2011 年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、2012 年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

図表 3 在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格		年	2017	2018	2019	2020	2021
総	数		2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635
中 長 期 在 留 者	教 授		7,403	7,360	7,354	6,647	6,519
	芸 術		426	461	489	448	385
	宗 教		4,402	4,299	4,285	3,772	3,034
	報 道		236	215	220	215	207
	高度専門職1号イ		1,194	1,576	1,884	1,922	1,885
	高度専門職1号ロ		6,046	8,774	11,886	13,167	12,257
	高度専門職1号ハ		257	395	570	676	648
	高度専門職2号		171	316	584	789	945
	経 営 ・ 管 理		24,033	25,670	27,249	27,235	27,197
	法 律 ・ 会 計 業 務		147	147	145	148	139
	医 療		1,653	1,936	2,269	2,476	2,482
	研 究		1,596	1,528	1,480	1,337	1,161
	教 育		11,524	12,462	13,331	12,241	12,915
	技術・人文知識・国際業務		189,273	225,724	271,999	283,380	274,740
	企 業 内 転 勤		16,486	17,328	18,193	13,415	8,593
	介 護		18	185	592	1,714	3,794
	興 行		2,094	2,389	2,508	1,865	1,564
	技 能		39,177	39,915	41,692	40,491	38,240
	特 定 技 能 1 号				1,621	15,663	49,666
	特 定 技 能 2 号				0	0	0
	技 能 実 習 1 号 イ		5,971	5,128	4,975	1,205	211
	技 能 実 習 1 号 ロ		118,101	138,249	164,408	74,476	24,005
	技 能 実 習 2 号 イ		3,424	3,712	4,268	4,490	2,818
	技 能 実 習 2 号 ロ		146,729	173,873	210,965	258,173	202,006
	技 能 実 習 3 号 イ		0	220	605	707	779
	技 能 実 習 3 号 ロ		8	7,178	25,751	39,149	46,304
	文 化 活 動		2,859	2,825	3,013	1,280	821
	留 学		311,505	337,000	345,791	280,901	207,830
	研 修		1,460	1,443	1,177	174	145
	家 族 滞 在		166,561	182,452	201,423	196,622	192,184
特 定 活 動		64,776	62,956	65,187	103,422	124,056	
永 住 者		749,191	771,568	793,164	807,517	831,157	
日 本 人 の 配 偶 者 等		140,839	142,381	145,254	142,735	142,044	
永 住 者 の 配 偶 者 等		34,632	37,998	41,517	42,905	44,522	
定 住 者		179,834	192,014	204,787	201,329	198,966	
特 別 永 住 者		329,822	321,416	312,501	304,430	296,416	

出所：「図表 22 在留の資格別在留外国人数の推移」2022年版「出入国在留管理白書」p.26

(注) 2019年4月1日から在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が新設された。

### 3. 日本語指導が必要な子どもたち

#### 3.1 公立小中高等学校での受入状況

日本語の習得は難しいが、地域の公立学校で学ぶ移民の子どもたちは増えている。

図表4は、小学校から高等学校までの言語別の日本語指導が必要な子どもたちの数に関する平成30(2018)年度と令和3(2021)年度の比較である(文部科学省、2022.10; p.18, p.23)。大幅に増えているのは太字で示した日本語を母語とする子どもたちである(2.3%→8.6%)。日本国籍で日本語が母語の中には、帰国生が含まれていると思われる。コロナのために帰国した家族が多かったことと関係しているのではないだろうか。また、日本人男性と再婚した母親が母国から呼び寄せる子どもは日本国籍の取得が容易なため、ここでは、そうした子どもたちも含まれていると思われる。日本語を母語とする外国籍の子どもは日本生まれの子どもたちであろう。まさに移民二世の子どもたちであって、両親の母国に行ったことのない子もいるが、家庭内の言語は保護者の母語のため、日本語習得の障壁となる。2018年までは、そうした子どもたちの存在が大きくなかったか、意識されていなかったかで0となっている。「その他の言語」に分類されていたのかもしれない。

英語を母語とする日本籍や外国籍の子どもたちも両親のどちらか、あるいは両親とも意向で、より安全な国として、日本を選択して帰国したことが考えられる。

韓国・朝鮮籍に関しては複雑な歴史的経緯がある。戦争直後に日本政府は、朝鮮半島が日本の支配下から外れたという理由で、朝鮮半島出身者から日本国籍をはく奪したために、新たに「朝

図表4 言語別 日本語指導が必要な子どもたちの数

	2018		2021	
	合計数 (%)	日本籍 / 外国籍	合計数 (%)	日本籍 / 外国籍
	51,126 (100.0)	10,371/40,755	58,307 (100.0)	10,688/40,619
日本語	<b>1,201 ( 2.3)</b>	1,201/0	<b>4,993 ( 8.6)</b>	3,064/1,929
英語	2,279 ( 4.5)	1,173/1,106	3,279 ( 5.6)	1,334/1,945
韓国・朝鮮語	832 ( 1.6)	237/595	645 ( 1.1)	179/466
スペイン語	4,239 ( 8.3)	471/3,788	4,093 ( 7.0)	379/3,714
中国語	11,861 ( 23.2)	2,149/9,712	11,813 ( 20.3)	1,874/9,939
フィリピン語	11,303 ( 22.1)	3,384/7,919	9,755 ( 16.7)	2,293/7,462
ベトナム語	2,038 ( 4.0)	193/1,845	2,886 ( 4.9)	184/2,702
ポルトガル語	10,985 ( 21.5)	581/10,404	12,464 ( 21.4)	508/11,956
その他	6,368 ( 12.5)	982/5,386	8,379 ( 14.4)	873/7,506

出所：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」(2022年10月)よりp.18(外国籍)、p.23(日本国籍)の数値の合計及び割合を筆者が加筆して表を作成。

鮮籍」を作り、「特別永住者」という在留資格を与えた。人々は子どもたちのために朝鮮学校を創設し、民族教育を行った。「特別永住者」も3世、4世の時代になり、日本の公立学校に通う子が増えて、在学者数が減っている。2012年より、実際に国が存在する韓国籍と国名を示さない朝鮮籍の人数とは別々にカウントされることになった。朝鮮籍の場合は高齢者の割合が高くなって、人数的には減り続け、表に残っている韓国籍の子どもたちは大韓民国からの移住者が多くなっているだろう。

中国籍の子どもたちの数はこの表の上では、減っているが、ごく直近では増えていることを実感している。中国でのゼロコロナ政策終了のためかもしれない。今の感染急拡大を予測して、子どもたちを早めに出国させたのかもしれない。統計的な数値に現れる前に、末端の現場では変化の影響が先に出てくることがよくある。2019年末のコロナ流行開始直後の時がそうであった。新年早々、中国から入国した子どもがあり、それ以降、しばらく途絶えた。学校の一斉休校措置が取られたのは、2月末だった。

フィリピンからの子どもたちが総じて減っている理由は、フィリピン経済にとって、海外出稼ぎ者の仕送りがたいへんに貴重なことと関係があるのではないだろうか。コロナによる日本への入国制限期間が長引いたため、入国制限解除の早かった英語の通じる他国を選んでいるのかもしれない。あるいは、新規入国者が減って、学齢期を過ぎ、日本語指導の対象とならない人口が増えているのかもしれない。

ベトナム語を母語とする子どもたちの数は、着実に増えているが、この状況がいつまで続くかは、今後のベトナムと日本との経済格差の縮小次第である。

ポルトガル語が母語の日系ブラジル人が増えている状況は、再来日の子どもたちが筆者の周辺でも見られ、実感できている。しかし、母国の政情や経済状況で日本と母国の間を行き来することが多いのが、ポルトガル語、スペイン語を母語とするラテンアメリカの日系人家族の特徴でもある。ラテンアメリカ人の気質と関係しているという当事国出身者もいる。つまり、ある程度、お金がたまると母国に帰り、母国での生活を楽しみ、足りなくなるとまた、日本にやってきて稼ぐということだ。しかし、子どもの学習に支障があることが分かると行き来をやめるということだ。年齢が若い親にその傾向があるようだ。

「その他」も大幅に増えており、出身国、母語の多様化が進んでいる結果だと思われる。このため、通常の教材が使えないことが現場では起こっている。

総じて、「非漢字圏」（漢字を使わない国々）からの子どもたちが増えており、日本語習得の難しい子どもたちが増えている、と言える。

日本語表現の要である漢字は中国から伝来したために、中国からの子どもたちは、非漢字圏からの子どもたちと比べると短時間で習得できることが多い。いずれにしても、中国語を母語として、中国で小学校入学後まで教育を受けている場合は、同じ学年での履修漢字数がかなり多いため、日本語を学ぶ上で、特に、教科学習理解には有利な場合が多い。母国での勤勉な学習習慣がプラスして、学習レベルが群を抜く子も珍しくない。

しかし、一般的には、外国ルーツの子どもたちが教科学習を理解するための日本語を習得するには5年から7年かかると言われている。日本語支援が不十分であれば、それ以上かかるか、あるいは、日本語ができないために学習意欲を失ってしまい、不登校になる子も少なくない。

中国ほどではないが、韓国やベトナムなど、かつては中国からの漢字を使用していた国出身者の場合、漢字由来の熟語については、母語の発音との共通点を理解するようになれば、学習が面白くなる。ベトナムでは、30~40%の単語は漢字からであり、例えば、「隔離=カクリ」や「国会=コッカイ」など、日越辞典を使うとわかる。

### 3.2 小・中学校での日本語指導

これら日本語指導が必要な児童生徒がどのような日本語指導を受けているのかの実態はお粗末である。「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」（文部科学省、2022.10; p.55）（図表5）によると、小中学校での特別な配慮を受けている子どもの割合は、かなり増えて90%前後に達しているが、そのうち、「特別の教育課程」における日本語という系統的な支援を受けている子どもの割合は70%近くになったとはいえ、これも実態としては、時間数が不足しているなど、問題が多い。そして、いまだ10%の子どもたちは、何の指導も受けていない。日本語支援の地域格差は、外国人が集中するいわゆる「集住地域」で手厚く、そうではない「散在地域」では乏しくなっている。

その結果、全国平均99.2%となっている高等学校への進学率が、外国ルーツの子どもの場合、89.9%となっている（文部科学省、2022.10; p.68）。

図表5 受けている日本語指導の状況

●特別の配慮に基づく指導を受けている児童生徒の割合

	2008	2010	2012	2014	2016	2018	2021
外国籍	84.9	82.2	86.5	82.9	76.9	79.5	91.0
日本国籍			81.7	78.3	74.3	74.4	88.1

●上の表のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒の割合

	2014	2016	2018	2021
外国籍	23.9	42.6	60.8	73.4
日本国籍	20.0	38.8	57.3	67.5

出所：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」（2022年10月）、p.55より表のみ掲載。筆者が国際情勢や他の図表との比較をしやすいために元号を西暦に変更。

### 3.3 高等学校での日本語指導

小・中学校での日本語支援の不十分さは高等学校になるとさらにひどくなる。

これも、2022年に公表された文科省の実態調査で明らかになっている。日本語指導が必要な高校生等4,687人のうち、何らかの日本語指導を受けているのは3,423人、73.0%である（文部



科学省、2022.10; pp.43-44, pp.50-51)。3分の1近い高校生が必要な日本語指導を受けられていない、ということである。

その結果、高校では中途退学率が9.6%（全国1.3%）（文部科学省、2022.10; p.69）となってしまう。都道府県による合格基準には違いがあるが、埼玉県の県立高校の場合、定員内であれば、受験をすれば合格することはできる。かつて支援したカタカナもやっとなという生徒も合格したが、結局、授業が理解できず、中退した。

高校での日本語指導の内容を分析すると、日本語基礎、教科の補習が多くを占める。日本語基礎の生徒も相当数いる（図表6）。

文科省は、高等学校での日本語教育を受けることで単位取得ができるよう、省令の改正によって、高等学校でも「特別の教育課程」において、日本語指導ができるようにした。

文部科学省は2022年1月24日に総合教育政策局国際教育課の第127回教育課程部会において提出した「資料3・高等学校等における日本語指導の制度化（案）について」（文部科学省、2022.1.24）の中で「高等学校の日本語指導に係る「特別の教育課程」の編成・実施について（制度案）」を示した。その後、同年3月31日に、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の交付について」と題した通知を全国の都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、付属学区を置く各国公立大学法人、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体に発出した。2023年度より高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において、特別の教育課程として「日本語」科目を設置できることとした。その詳細は「3文科教第1485号」にある（文部科学省、2022）。日本語学習支援をしているNPO団体や大学での日本語教員養成に関わる教員は、この制度の促進に向けて、2022年に入るとオンラインで、高校での状況についての情報交換や研修会を開催したが、高等学校の動きは遅いようだ。

筆者が関係する埼玉県でも、各高等学校はこの通知を受けたものの、2022年末に至っても、県教委から具体的な指示がなく、すでに夏休み中に次年度のカリキュラムをほぼ確定しているため、通知にある特別の教育課程として「日本語」科目を設置することは、すでに単位取得可能な

図表6 高等学校相当での日本語指導の内容

学校種別 課程等別	高等学校			中等教育学校	特別支援学校	計
	全日制	定時制	通信制	後期課程	高等部	
サバイバル日本語	79	61	3	0	27	170
日本語基礎	174	135	3	0	21	333
技能別日本語	72	51	1	0	12	136
日本語と教科の統合学習	51	28	3	1	3	86
教科の補習	203	104	5	1	10	323
その他	77	52	4	0	7	140

出所：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」（2022年10月）p.63の表より抜粋、合計数値を追加して著者が図表作成。2022.3.31）。

科目として「日本語」を設置している学校以外は、2023年度からの実施は無理だろうというのが現場の声である。

なお、単位取得可能な科目として「日本語」の科目や教科を設置している高等学校（公立・私立含めて91校が回答）の多くは「在籍生徒数が10人を超えており、外国人生徒等の在籍数が学校独自の教科・科目を設定するかどうかを左右する要素の一つになっている。また、大阪府、東京都、神奈川県といった、在留外国人が居住する都市部の高等学校である」（工藤・武内・斎藤・見世、2022）と記されている。

子どもの日本語教育専門家の間では、学齢に相当する教科の日本語理解力がつくまでは、来日後5年から7年かかるというのが共通認識である。また、母国での教育により、教科の知識が身につけていると、幼少期から日本で生活し、学校に通っていても、家庭内に日本語がない場合よりは、日本語での教科理解までの期間が短いともいわれている。

筆者が支援した生徒で最も日本語学習環境条件が良かった生徒は、小5で来日し、2年間の日本語学習で教科の日本語理解力が同学齢のレベルに到達した。出身国で日本語を使っていなかったが、父方（日本人）祖父母の家に放課後はほぼ毎日行って、テレビを見る習慣があり、しかも、ほとんど毎日、放課後の日本語教室<sup>(3)</sup>にも来ていた中国出身者であり、高校は地域の進学校に進学している。中国滞在中も夏休みに帰国していたことも考えられ、日本語習得ではプラスの効果があったと思われる。

条件の悪い生徒とは、非漢字圏の国出身で、出身国の教育水準が低く、家族の都合があって、学齢相当の学校教育を受けずに来日した生徒である。それでも、来日した年齢が低いほど、また、学習意欲が高いほど、日本語力や学力が、高校卒業までに進んでいくであろう。そうであっても、卒業時に大学進学に必要な日本語力、および学力をつけられない生徒が多いことが想像できる。特に非漢字圏出身の生徒にとってはハードルが高い。では、そうした子どもたちは、大学進学を望んではいけないのだろうか。しかも、その原因は小中学校、高等学校での日本語支援制度の不備にあるとしたら、少子化の日本を担う将来人材の育成の観点からも、解決しなければならない問題である。

### 3.4 高卒後の進路

小・中学校から高等学校までの日本語指導も多くの未解決の問題を含んでいるが、子どもたちの成長は待っていない。急増している日本語指導を必要とする子どもたちが高校卒業後、どうするのか。現在、外国ルーツの子どもたちの大学等への進学率は、42.2%（全国平均71.1%）（文部科学省、2022.10：p.69）と全国平均とはかなりの開きがある。また、高校卒業後の非正規就職率が40.0%（全国4.3%）（文部科学省、2022.10：p.69）となっており、高校進学までは何とかたどり着けたものの、高校進学後の支援の不十分さのために、その後の進路が開けていない。なお、言語別の日本語指導が必要な児童生徒割合と進学率とを比べると、日本語指導を必要とする子どもたちのうちで24.9%の中国語を母語とする生徒は、大学進学者の63.9%を占め、圧倒的

図表 7 言語別大学進学率比較

	言語別大学進学者総数 269 名	言語別高等学校在学者数 4,808 名
中国語	172	1,199
	63.9%	24.9%
フィリピン語	33	1,191
	12.3%	24.8%
日本語	11	156
	4.1%	3.2%

出所：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」(2022年10月)より「言語別大学進学者」は p. 67、「言語別高等学校在学者数」は p. 18 および p. 23 を筆者が合算。

に中国語を母語とする生徒の進学率が高いことが分かる。

#### 4. 大学での日本語教育

いかに意欲があろうとも、小学校高学年以降に来日し、非漢字圏の母国での教育が不十分だった子どもに対しての公的な支援策としては、学年を下げての編入や夜間中学校での学び直しが考えられる。しかし、日本語学習支援と同時に学力をつける教科支援も必要だろう。母国の教育水準が低いことから、日本に来てもそれでいいだろうと考えると、日本社会の将来を担ってくれる若者の育成としては不十分だ。しかも、そうした子どもたちが今後、増えるという予測が『2030年／40年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書』（独立行政法人国際協力機構、2022年10月）から読み取れる。つまり、現行のシナリオによっても、2030年、2040年には在留外国人労働者数がそれぞれ356万人、632万人となり、2022.6月末時点での在留外国人総数296万1,969人（出入国在留管理庁、2022.10.14）よりも、労働者数だけで60万人増加する。今後、技能実習制度の改正や外国人労働者の待遇改善の方向性により、家族帯同者が増えることが予想されることから、日本語指導が必要な学齢期の子どもの数の大幅な急増が予想される。現在でさえ、増えているのは、非漢字圏で、国の教育水準が全般に低く、国内での経済・教育格差の大きい南アジアの国々の出身者である。義務教育開始年齢は保護者に任されているため、来日までの教育履歴が短く、教科教育が母語でない英語で行われるため、教科理解も不十分なままでの来日である。

この子たちが義務教育後半で来日した場合、日本での学習は進んでいて、さらに学習は困難になるが、学習を理解しないまま、社会に出していいのだろうか。前述したように、日本での編入学年を下げることや夜間中学校での学び直しなどの方法が提案されているが、こうした子どもたちの間でも学習の進み方次第で大学での学習希望者も出てくる。これは、他の国の子にも言えることだ。通常の大学進学年齢になって、学習意欲が高まった場合、その壁となる日本語学習や教

科理解のための日本語支援を強化することによって、義務教育、高等学校の間の日本語支援の不足により到達できていなかった教科理解が進む可能性が出てくる。そのときに、大学では、こうした「移民二世の日本語教育」に対応する日本語教育が必要になってくる。

#### 4.1 留学生別科

2021年11月1日の時点で、大学では、41,730名が日本語教育を受けている。そのほとんどは留学生である（文化庁国語課「令和3年度 日本語教育実態調査報告書 国内の日本語教育の概要」、2021.11：p.22）。そして、大学での日本語教育はいわゆる留学生別科という日本語教育や日本文化の教育課程で行われている。文部科学省「平成30年度大学別科の教育の実施状況」（2019）の調査において調査票を送付した90校の別科のうち、回答のあった67校からの回答によると、在留資格「留学生」以外での在籍者は総数7083名中116名であった。そのうち、留学生以外の在留資格者の多かったのは慶応義塾大学（187名中7名）、東海大学（115名中51名）、南山大学（125名中11名）、関西外国語大学（332名中7名）であった<sup>4)</sup>。それぞれの別科のウェブサイトからは、大学入学以前の段階から日本で学んでいた学生についての記述は見つからなかった。さらに東海大学ではちょうど、2022年度秋学期から「別科日本語研修課程の新規学生募集を一時停止する」旨の案内が掲載されていた。その理由としては、一般の日本語教育機関が、これまで別科が担ってきた日本語教育を担っているということがあげられていた。

麗澤大学では2020年に留学生別科を廃止し、現在は日本語教育コラボレーションセンターがそれを担っており、全学部の「外国にルーツをもつ学生」も日本語教育の対象としていることが分かる（<https://www.reitaku-u.ac.jp/news/research/1775591/>）。

城西大学の別科にも電話で伺ったところ、このような学生が今後増えることは予想しているということだった。

#### 4.2 外国ルーツ生徒対象の入試制度

外国ルーツ生徒対象の入試がいくつかの大学で行われている。

ここでは、国立大学で初めて外国ルーツ生徒を対象として入試を始めた宇都宮大学、私立では、東洋大学および独協大学とを紹介する。

宇都宮大学国際学部の特別選抜では、試験科目は、小論文、英語〔実用英語技能検定、TOEIC、GTEC（GBTタイプに限る）、TEAP（4技能）という民間試験の点数を換算〕、面接で、他の学科の試験はないが、すでに日本語能力試験のN1を有していることが日本語能力の出願資格とされており（<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/r5gaikokujin-boshuyoukou.pdf>）、来日後の年数がたっていない生徒にはハードルが高い入試である。

東洋大学のHPには、2021年度から社会学部国際社会学科で実施している外国にルーツを持つ生徒対象入試は外国籍（もしくは日本国籍を取得して6年以内）で、入国後の在留期間が通算9年以内の方を対象とした推薦入試で、日本語能力に関しては、日本語能力試験N2以上を取得

していること（2020年10月以降に受験したものに限り）。①実用英語技能検定（従来型を含む全方式）準2級以上合格、②TOEIC Listening & Reading スコア 450 点以上、③GTEC（CBTタイプに限る）スコア 820 点以上、④TEAP（4 技能）スコア 186 点以上（同一試験日のスコア合計点のみ有効）のいずれかを取得していること（2020年10月以降に受験したものに限り）となっており、宇都宮大学に比べて、若干、求められる日本語能力が下がるが、入学後は、留学生向けの「日本語サポート」「日本語プログラム」の受講が可能（<https://www.toyo.ac.jp/news/academics/faculty/soc/dgds/20220926>）とある。

獨協大学では、入試情報サイト（[https://nyushi.dokkyo.ac.jp/nyushi/gakubu-seido/system\\_other](https://nyushi.dokkyo.ac.jp/nyushi/gakubu-seido/system_other)）に、「外国人特別入学試験 B グループ」が、日本の教育制度の下で運営される高等学校又は中等教育学校の後期課程を卒業した外国にルーツを持つもので、本学に入学しようとする者のための入学試験制度です。」と紹介している。この入試を実施しているのは、外国語学部と国際教養学部のみであり、かつて、ここの英語学科に進学した学習者がいる。同大学では入学後の第2外国語の履修を日本語にするとされている。

そのため、母語よりも日本語が得意な場合は受験対象にならない、として、まさに外国ルーツの子が対象だということが分かる。同大では、留学生別科ではなく、「日本語教育オフィス」が留学生および外国人特別入試で入学した学生の日本語教育を担っている。

## 5. 外国ルーツの子どもたちの大学進学可能性

4.2 で紹介した特別入試制度は、一部の学部に限られている。今後、日本社会を担う子どもたちには、多様な学部で学べることが理想であり、そのための方法を探ってみたい。

### 5.1 事例

埼玉県内の大学で、第2外国語として英語の代わりに日本語を履修し、心理学部で学んでいる学習者がいる。彼女が非漢字圏の国から来日したのは小学校5年生のときで、日本語支援は受け始めてから20回、と非常に限られていて、地域のボランティアによる日本語教室<sup>(3)</sup>にも通っていた。高校受験の際には、複数の支援者が各科目の支援を手分けして行った。高校進学後も通い続けた数少ない生徒の一人であった。支援者は大学受験の際のオープンキャンパスにも同行し、大学での日本語支援についての相談も受けていた。勉強は好きだったので、独学でも勉強していたようだ。

大学へはAO入試で受験し、難関と言われる心理学部に合格した。同大学では日本語はグローバル教育センターが担っているが、特に、外国ルーツの学生のための日本語教育はなく、彼女は入試の際に日本語教育について相談している。幸いに、外国ルーツの日本語教育に精通した教員がいたため、留学生と一緒にコースだが、日本語を第2外国語として履修することができたようだ。彼女の場合は、高校までの教科の日本語もかなり理解できていたので、レポートや論文を書

く際の日本語についての指導を受ければ良かった。

## 5.2 留学生別科の活用の提言

5.1の事例は、母国での学習年数に不備はなかった。ただし、日本と母国との行き来のために、学習できていなかった部分があった。これは海外との行き来に限らず、国内での転勤による移動でも生ずる学習範囲のずれである。

それでは、来日時に学齢相当の教育を受けて来ないことが予想され、母国の教育水準が日本と相当な開きがある生徒の場合はどうだろう。そして、特定の学部や学科でなく、学びたい学科に進学できる方法を考えてみたい。

文科省高等教育局が留学生別科について、その基準を2022年8月31日に制定し、「大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）」([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/20220905-mxt\\_kouhou02-1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/20220905-mxt_kouhou02-1.pdf))を公表している。この基準策定は、2018年度に起きた東京福祉大学における大量の留学生の不法残留者の発覚を契機としているが、2019年9月10日から2020年1月23日までの5回の「日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議」([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1422379.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1422379.htm))を経て、制定されたこの基準は、在留外国人生徒の大学進学促進の一助となりそうである。

「2.定義・適用対象等」に提示されている項目のうち特に、「イ」の入学資格として日本語能力試験のN2未満であること、「エ」の「年間の授業時数の二分の一以上が日本語教育又は日本語により教育を行う授業であること」に注目したい。

今後、国内で増えていく在留外国人の進学希望者の日本語能力として、来日短期間ではN2に到達しないと思われること、また、大学の学部授業を考えた場合、日本語のみでなく、母国で十分に学習しなかった関連の教科を日本語により教育を行うことによって、日本語での教科理解が可能となることから、この基準はまさに最適と思われる<sup>(5)</sup>。

さらに、この協力会議の第3回目で文科省のヒアリングに対応して提出された京都大学の構想取組事業「京都大学吉田カレッジ」の資料に注目した。「予備教育内容」として理系志望学生には数学、化学、物理又は生物、文系志望学生には、数学、政治・経済、歴史などの教育を行う対象を、京都大学の構想では海外留学生であるが、すでに国内にいる高校生を対象にすることで、毎年増え続けている在留外国人生徒が大学進学を希望した場合のモデルとなりうる。

4.2で見たように、留学生別科から「留学生」を外して、名称変更している大学もある。法的にも日本語教育の対象者をすでに日本に住んでいる外国ルーツの子どもたちにすることが可能になっている。

企業のグローバル化が急速に進んだ1980年代から1990年代において、企業では「内なる国際化」ということが盛んに言われた。海外に目を向けがちなのは、大学も日本企業と同様であるが、今や日本社会の内なる国際化が急速に進んでおり、足元に貴重な人材がいることを大学も忘れてはならない。

全く違った意図で策定されたガイドラインであるが、これを基に、大学付属の日本語教育機関の再活用を図り、意欲ある外国ルーツ生徒の大学進学を促進することを提言したい。

#### 《注》

- (1) “Figure 1.10. Distribution of the foreign-born population in OECD countries, 2021” International Migration Outlook 2022.
- (2) 「難民と移民の定義」のうち、移民については国連経済社会局の定義 ([https://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/22174/](https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/22174/))。
- (3) 放課後日本語教室、地域のボランティアによる日本語教室は筆者が代表をしている任団体が運営している。学習者が特定される恐れがあるため、名称は記さない。
- (4) 文部科学省「平成30年度大学別科の教育の実施状況」(2019)より、各校の在籍人数および在留資格の人数を筆者が合算した。
- (5) 下線、太字は筆者が加えた。

#### 参考文献

OECD, *International Migration Outlook 2022*, 2022.

工藤聖子・武内博子・斎藤ひろみ・見世千賀子「高等学校における日本語指導の取り組み——学校設定教科・科目に着目して——」(東京学芸大学 国語国文学会 令和4年度大会 研究発表 配布資料 (2022年6月25日))

国連広報センター「難民と移民の定義」 <https://www.unic.or.jp> (2016.12.13)

出入国在留管理庁 2022年版『出入国在留管理白書』 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001385110.pdf> (2022.11 発行)

出入国在留管理庁「令和4年6月末における在留外国人数について」 [https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00028.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00028.html) (2022.10.14 報道発表)

独立行政法人国際協力機構「2030年／40年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書」 2022年10月。

文化庁国語課「令和3年度 日本語教育実態調査報告書 国内の日本語教育の概要」 [https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku\\_jittai/r03/pdf/93791201\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/r03/pdf/93791201_01.pdf) (2022.11.10 掲載)

文部科学省「平成30年度大学別科の教育の実施状況の公表について」 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1382457.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1382457.htm) (2019年公表)

文部科学省「高等学校等における日本語指導の制度化(案)について」 [https://www.mext.go.jp/content/20220124-mxt\\_kyoiku02-000019798\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220124-mxt_kyoiku02-000019798_3.pdf) (2022.1.24 配布)

文部科学省「3文科教第1485号」 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/mext\\_00043.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00043.html) (2022.3.31 通知発行)

文部科学省「大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準(ガイドライン)」 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1422379.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1422379.htm) (2022.8.31 制定)

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」 [https://www.mext.go.jp/content/20221017-mxt\\_kyokoku-000025305\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221017-mxt_kyokoku-000025305_02.pdf) (2022年10月) \* 調査基準日 2021年5月1日／調査期間 2021年8月4日～2021年11月1日

文部科学省「日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議」 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1422379.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1422379.htm) (2022年12月参照)

下記大学のHP 参照 2022年12月

宇都宮大学 HP : <https://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/r5gaikokujin-boshuyoukou.pdf>

東洋大学 HP : <https://www.toyo.ac.jp/news/academics/faculty/soc/dgds/20220926>

獨協大学 HP : [https://nyushi.dokkyo.ac.jp/nyushi/gakubu-seido/system\\_other](https://nyushi.dokkyo.ac.jp/nyushi/gakubu-seido/system_other)

麗澤大学 HP : <https://www.reitaku-u.ac.jp/news/research/1775591/>



## Educating Children of Immigrants to Japan Through the Utilization of University Japanese Language and Culture Programs

Kuniko MOCHIMARU

### Abstract

The number of children born to immigrants in Japan is on the increase. More are from non-Kanji cultural countries and/or with poorer education system. While Japanese language support at elementary and at junior high schools is improving, the system at senior high schools is still very poor. Meanwhile, more children of immigrants are coming to the age of entering university. I suggest that universities utilize their Japanese language and culture program courses to accept these students into the university education system.

**Keywords**: immigrants, non-Japanese roots, special course for foreign students, Japanese language education, Japanese language instruction, subjects